

三好町緑の基本計画策定委員会議事要旨

H20.7.29(火) 13:30～
三好町役場西館 402 会場

【出席者】

(委員:敬称略)

曾田忠宏、倉橋洋子、鈴木清貴、清水義則、鳥居瞭一、天石惇郎、伊豆原充、鈴木ともよ、
近藤剛正、青木眞由美、伊藤文一、増岡義弘

[欠席:鈴木昭弘、青木眞由美]

(アドバイザー)

愛知県公園緑地課 企画・景観グループ 寺本主査、同事業・都市緑化グループ 稲吉主査、
愛知県豊田加茂建設事務所 総務課企画・防災グループ 大野主査

(事務局)

正木経済建設部長、野々山経済建設部参事、川上緑化専門監、鈴木経済建設部次長、鈴木
経済建設部次長、林農政商工課長、野々山みどりの推進課長、細野都市計画課長、宇野都
市計画課課長補佐、芳村都市計画課主事

(傍聴者)

2名

【配布資料】

- ・議事次第
- ・三好町景観計画および緑の基本計画策定フロー
- ・未利用地に関する資料
- ・景観と緑の課題の整理
- ・三好町景観と緑の基本計画[景観計画]アウトプットイメージ
- ・三好町景観と緑の基本計画[緑の基本計画]アウトプットイメージ

【議 事】

1. 新たな委員の紹介

清水委員、鈴木昭弘委員と愛知県からアドバイザーとして3名が新たに加わられた。

2. 資料説明①

- 説明資料 「資料－1 三好町景観計画および緑の基本計画策定フロー」
「資料－2 未利用地に関する資料」
「資料－3 p1 景観と緑の課題の整理」

3. 資料説明①に関する委員からの意見と回答

【緑地の定義について】

伊豆原委員

資料1にある「地域制緑地」の定義を教えてください。

宇野補佐

地域制緑地には「農業振興地域の農用地」「河川区域」「保安林」「地域森林計画対象民有林」があてはまります。

施設緑地には「都市公園」（三好公園、保田ヶ池公園、三好丘緑地など）と「都市公園以外」（公共施設の緑地、民間施設の緑地）があてはまります。

緑地の分類・定義については、再度資料に入れてご説明するようにいたします。

曾田委員

町民の方にお知らせするときにはわかりやすくしてください。

【自然林の保全について】

鈴木ともよ委員

自然林の保全は景観の項目として切り離して行うのか。

宇野補佐

緑の中でも行っていきます。

【未利用地について】

曾田委員

資料2は色々な情報が入りすぎているのではないかと。未利用地のみの方がわかりやすいのではないかと。

鈴木ともよ委員

市街化区域外での荒地が目につく。

伊豆原委員

市街化区域外での荒地はもっと多い実感がある。

曾田委員

みなさんで歩いて課題の場所を色塗りして、浮き上がらせる方法もあるが。

宇野補佐

図面と航空写真から資料を作成しています。資料は市街化調整区域での街区公園、緑のネットワークにおける中継スポットの検討に活用したい。

【緑地の買収について】

鳥居委員

個人所有の緑地は売却の恐れがあるため、行政で土地を買い公園化することはできないか。公園は整備するのではなく緑地を残す形で。町外の方が土地所有者になっている箇所も多く、緑の保全が難しい。町で買い取ることによって町の財産にすることができる。子どもや孫たちのためにも残していきたい。

稲吉主査

緑地として、緑を保全する意味で買い上げる制度はある。しかし、お金がかかるため多くの箇所で行うのは難しい。国では大きな公園の整備をしている。数千 m^2 の小さな緑地の買取に関しては、来年から県で補助を出す方向で検討している。また、地域制緑地として土地は買わずに、森林法や農地法などの規制の網を被せて緑を保全する手法がある。こうした緑地保全の方策を本委員会でも議論していくことになる。

伊豆原委員

町外者が土地所有者のため、緑に関して協定などを結ぶのが難しいのではないかと。計画が絵に描いた餅で終わる恐れがある。行政が買ってもらえばありがたい。

【遊休農地の割合について】

天石委員

資料2において、全農地のうち、何%が遊休農地やその恐れのある農地となっているのか。

林課長

農振農用地（優良農地）の面積は760haあり、この中で遊休農地が19ha、遊休農地になる恐れのある地域が8.2haとなります。また、市街化調整区域内全体の農地は約1,000haあります。この他、市街化区域内の農地もあり、もう少し多い数値になります。また、農振農用地以外の約240haについては、遊休農地の調査が行われておらず、こちらの遊休農地が多いことも考えられます。

【緑地の買収のまとめ】

曾田委員

緑の転売を防ぐために、町が山林を優先的に購入できる仕組みをつくるのが課題だと思う。緑の基本計画とは別に、町で検討をしていただきたい。

宇野補佐

市街化調整区域において5,000 m^2 以上の土地売買は国土法の届出が必要になっています。また、都市計画区域（町域）で100 m^2 以上の土地について、町や県に公共用地として買い

取りを請求することが出来ます。これらの情報にて、土地の売買に関する情報はおさえている。

鈴木次長

保安対象の民有林は 150ha あり財源上難しい。

鳥居委員

全てを買う必要は無い。問題の認識をして、緑の基本計画が絵に描いた餅にならないようにしてほしい。

曾田委員

緑の土地の担保を町で検討していただきたい。

鈴木次長

今後、提案させていただきます。

曾田委員

農地は土地売買が出来ないことが逆に問題となり、耕作放棄が起こっている。特区を作って、リタイアした人に耕作権移譲することができるような対応も考えられる。難しい問題だが、農地を農地として保全することが必要です。

いずれも大きな問題ですので、念頭においていただきたい。

【境川の整備について】

近藤委員

資料3について、境川の具体的な整備についてどう考えておられるのか。

宇野補佐

資料5になってきますが、個々の公園や緑地の整備について、堤防や親水スポットなどの具体的な方針は決まっているが、今回の計画の中では抽象的な表現になるかと思います。三好町を緑の軸で回廊できるような絵を描くところまでと考えています。

【農地の保全について】

天石委員

遊休農地は全体の数%あるということで、荒地化していくが、誰が守るのか。

鈴木次長

本委員会でも議論しますが結論はでないと思います。景観や緑に関して、維持管理は最大の課題です。町農業委員会でも法人化やグループ化等を検討しているが、それがどうなるかわからない状態です。提案はいたしますが、ここで答えは出せないことをご理解いただたく思います。

伊藤委員

農地の後継者がいない。牧草地にしている箇所もあるが、それも難しくなっている。1軒耕作を止めてしまうと5～10町歩が放棄されてしまう。方策については結論が出ない。

このままでは農地は虫食い状況になってしまう恐れがある。しかし、農地は私有地のため、強制することが出来ない。緑地も同様だと思う。現状は 85～90%は耕作していると思う。行政に要望するだけでは難しい状況だと思う。

伊豆原委員

他地区の事例情報を活用し、プランづくりをしていく必要がある。やっても仕方が無いと
なってしまう危惧がある。

【行為制限と住民意識について】

増岡委員

行政の計画ではなく、住民の責務として何をやらなければならないか検討する必要がある。景観には緑だけでなく建物に関してもあると思うが、パリの凱旋門では周辺の建物に高さ、色、形など様々な制限がかかっており、住民はそれを守っている。本計画でも行為制限は必要であり、行政にまかせっきりではなく、地元で守っていくという住民意識が重要である。住民サイドで何をするかということを入れていく必要がある。

鳥居委員

土地所有者が町外にいることが問題になる。

鈴木ともよ委員

日進市では市民の人材育成を行い、民間から同意を得た土地をフィールドとして、実践している例がある。

曾田委員

景観については、都市景観、看板などの考えも考慮する必要がある。

4. 資料説明②

説明資料 「資料－3 p2 基本理念・基本方針の設定（案）」

「資料－3 p3 土地利用誘導区域」

「資料－3 p4 地域別の基本方針の検討」

5. 資料説明②に関する委員からの意見と回答

【野鳥の生息域について】

鈴木ともよ委員

西部地域が野鳥の生息地となっている記載は良い。天王地域の三好池についてもこの記載を追加してほしい。

宇野補佐

その方向で検討します。

【地域割りについて】

天石委員

地域割りが良くわからない。三好丘第三の扱いや西部地域と南部地域を分けているのに疑問がある。

鈴木次長

基本的に小学校区で区分しています。三好丘は新しい小学校が出来たりして、変わってきてしまっている箇所もあります。行政区にも一致しています。

曾田委員

住民の方がわかりやすい区割りにしてください。

【近隣市町との調整について】

伊豆原委員

境川の整備のように三好町内だけでなく、豊田市や東郷町など近隣市町と調整をしておく必要がある。また、県は各市町の連携についてどのように対応されているのか。

稲吉主査

一つの市町村を超える区域については県が広域的な見地から指導している。また、河川区域を緑地にする場合は県河川課で河川全体をみています。

伊豆原委員

境川には貴重な野鳥が飛来しており、サンクチュアリとなりえるデータもあり整備の必要性がある。県にも是非協力してほしい。

宇野補佐

豊田市や東郷町については、連携をすでに取りっています。

【伝統行事の取扱について】

倉橋委員

景観の基本方針に伝統行事の継承とあるが、これも本計画の対象とするのか。

宇野補佐

基本目標にある『歴史景観』づくりのソフト面として盛り込みたいと考えている

倉橋委員

伝統行事の推進を本計画で行うことになるのか。

宇野補佐

三好町として伝統行事を歴史景観として守っていくという意思表示までです。

曾田委員

社寺林の保全にも繋がるので表現するのは良いと思います。保全のバックアップをお願いします。

寺本主査

県では生活景観の中に伝統行事を位置づけています。お祭りを位置づけるのはすばらしいと思います。

【緑の基本計画の基本目標（案）について】

増岡委員

「まもる緑」と「はぐくむ緑」、「つくる緑」と「ふやす緑」の違いがわかりにくい。住民にわかりやすい基本目標にしてはどうか。

芳村主事

「まもる」は保全、「はぐくむ」は啓発活動、「つくる」は新たに緑をつくることで、「ふやす」は今ある場所で緑を増やすことをあらわしています。

鈴木次長

わかりやすい行動を括弧書きで記載するなど、表現について検討します。

伊豆原委員

語呂は良いので、緑を前に持ってきてはいかがか。「緑をまもる」「緑をつくる」など。

曾田委員

各委員からのご意見を踏まえ、再考をお願いします。

【計画の構成について】

増岡委員

基本方針からすぐに地域施策になるのではなく、山や川など各パーツでの計画があったのち地域施策になるのではないか。

宇野補佐

目標値の設定など、地域施策の積み上げから町全体の計画へと構成したく考えています。上位計画であるまちづくり基本計画で水と緑の基本方針が設定されているため、この方針を基本に検討しています。

増岡委員

上位計画で目標値が決まっているのなら、それらについても本計画で記載しておくべきである。

【基本理念について】

伊豆原委員

「人と自然との共生による」とあるが、人が自然より上位にありおこがましく感じる。「共生」の言葉の意味をよく検討されたほうがよい。共存・共栄とは異なる意味だと思っている。「自然と人が共生する」のほうが良いと思う。

鈴木次長

上位計画にあたる三好町総合計画で「人と自然が共生した快適な環境」が示されているた

め、本計画の基本方針に反映している。

伊豆原委員

総合計画がまだ策定中とのことですので、見直されたほうが良いかと思えます。

倉橋委員

人が自然との共生という考え方は各国で異なり、人が自然をコントロールするという考えもあれば、人と自然は共生できないという考えもあります。

曾田委員

総合計画に「人と自然との共生」の考え方についての意見として、報告いただければと思います。

6. 今後の日程について

鈴木次長

今回は9月に緑の基本計画を主題とした委員会を開催いたします。

以 上